

## 米軍人に対し綱紀肅正の徹底を求める意見書

本県においては、今年10月末から無免許運転、酒気帯び運転、傷害事件、強盗事件など米軍人による犯罪が多発しており、12月に入っても追突事故を起こした米海兵隊員から基準値の約4倍のアルコールが検知され、酒気帯び運転で逮捕される事件が発生している。

特に11月8日に逮捕された在沖米海兵隊員は、タクシー運転手の首を絞めるなど暴行を加え、現金とタクシーを奪い、飲酒した状態にもかかわらず強奪した車両を運転し事故を起こした極めて凶悪な事件であり、決して許されるものではない。短期間のうちにこれだけ多発する事件・事故は異常事態であり、米軍人による傍若無人の振る舞いは県民にとってよき隣人には到底なり得ない。

これまでも米軍人による事件・事故が発生するたびに綱紀肅正及び再発防止を徹底するよう強く米軍等に申し入れてきたところではあるが、10月末以降頻発している米軍人による事件・事故の多くは、深夜の外出や飲酒を規制するため米軍が定めたリバティー制度に違反している事案が多く、米軍の隊員教育の在り方や管理体制が不十分であると言わざるを得ない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、これらの事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人の綱紀肅正と実効性のある再発防止策を講ずるよう求めること。
- 3 勤務時間外行動の指針（リバティー制度）を遵守するよう求めること。
- 4 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て